

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和2年8月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和30年鹿沼市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿沼市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。